

(お知らせ)フリーランス・事業者間取引適正化等法第2章の処理状況について

令和8年6月10日
中小企業庁

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号。通称「フリーランス・事業者間取引適正化等法」。以下「法」という。)は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備等を目的として、令和5年4月28日に成立し、令和6年11月1日に施行されました。

中小企業庁は、書面調査(※1)などを通じて、法に違反する疑いのある行為の発見に努め、違反行為が認められた業務委託事業者に対しては、法に基づき迅速かつ適切に対処することとしています。

中小企業庁におけるフリーランスに係る取引の適正化に向けた取組(法第2章の処理状況)は、以下のとおりです。

(※1) 公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省が共同し、法の規定に基づきフリーランスとの取引に関する調査(書面調査)を3万名の発注事業者に対して実施。

(件数)

	令和6年度	令和7年度
申出(法第6条)(※2)	57	430
立入検査(法第11条第1項)	1	119(※3)

(※2) 特定受託事業者は法に基づき、法に違反する事実がある場合は、公正取引委員会又は中小企業庁に適切な措置をとるべきことを申し出ることができる。なお、件数については、中小企業庁で受理したもののみを計上。以下同じ。

(※3) 書面調査の結果に基づき、事業者に対して行った立入検査の件数を含む。

(件数)

業務委託事業者(発注事業者)に対する指導(法第22条)等(※4)		1,191	1,227
内訳			
取引条件の明示義務(法第3条)		4,004	4,302
支払期日等(法第4条)		442	434
遵守事項(法第5条)	受領拒否(第1項第1号)	5	0
	減額(第1項第2号)	140	250
	返品(第1項第3号)	0	0
	買ったたき(第1項第4号)	167	114
	購入利用強制(第1項5号)	7	8
	不当な経済上の利益提供要請(第2項第1号)	25	40
	不当な給付内容の変更・やり直し(第2項第2号)	34	49

(※4) 令和7年度は申出に基づく指導の他、書面調査の結果に基づき、事業者に対して行った注意喚起の件数を含む(令和6年度は注意喚起のみを実施)。

(件数)

業務委託事業者(発注事業者)に対する助言(法第22条)	7(※5)	68
-----------------------------	-------	----

(※5) 令和6年11月1日から令和7年5月31日までに実施した助言の件数(令和7年6月20日中小企業庁公表「(お知らせ)フリーランス・事業者間取引適正化等法第2章の処理状況について」参照)

(本発表資料のお問合せ先)

中小企業庁取引課

担当者:塚本、鈴木、柳橋

電話:03-3501-1511(内線 5291~2)

メール:bzl-freelance★meti.go.jp

bzl-s-chuki-torihiki★meti.go.jp

※ [★]を[@]に置き換えてください。